

大阪府立寝屋川支援学校の「過大・過密」、教室不足の解消を図り、 教員の適切な配置を求める意見書

大阪府立寝屋川支援学校は、寝屋川市、四條畷市、大東市、門真市を校区に持つ知的障がい支援学校である。今年度は397人の児童生徒が在籍しており、その内約7割の286人が寝屋川市在住である。従前から在籍者が多く、学級編成基準に見合う教室が長期間不足している。いわゆる「教職員定数の標準に関する法律」の下では、学級数が増えるほど教員の配置率が下がるため、児童生徒数が増えているのに、児童生徒一人当たりの教職員数は減っているという状況も生じている。

来年度は、更に児童生徒数が増加する見込みであり、「過大・過密」の解消を図り、教室不足、教員不足等への対策を行うことは、喫緊の課題である。「過大・過密」の状態は、北河内地域内の他の知的障がい支援学校においても同様であり、北河内全体の児童生徒数も今後更に増加することが予想されている。

平成4年度の大阪府学校教育審議会の答申では「知的障がい支援学校の児童生徒数150から200人程度の規模で学校を整備していくことが妥当」とされ、加えて平成20年度と同審議会答申では「150から200人程度の規模を大きく上回っている学校」については、「速やかに対応をするべき」と示されている。

また、特別支援学校の慢性的な教室不足を改善するために、令和3年度に国において「特別支援学校設置基準」が策定された。大阪府は、基準への不適合を令和14年度までに解消する方針を示し、令和11年度には大阪府立交野支援学校四條畷校を本校化（小学部を設置）するとしているが、それだけでは、現在北河内に在籍する児童生徒数に見合う教育環境の整備とは言い難く、教室不足は解消されない。

よって、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

一、大阪府立寝屋川支援学校の慢性的な教室不足、教員不足解消のため、北河内地域に小学部・中学部・高等部のある知的障がい支援学校を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

寝屋川市議会

（提出先）大阪府知事、大阪府教育委員会教育長

再審法改正を求める意見書

冤罪は、国家による人権侵害の一つである。冤罪被害者を救済するための制度に「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。いわば先般の袴田事件にあったように、手続きに膨大な時間を要するなど、「再審のルール」が存在しない状態であり大きな課題となっている。

課題の一点目は再審における証拠開示についてである。冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情で、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

二点目に検察官が再審開始決定に不服申立てを行う事例が相次いでいる点である。再審開始決定がなされたのであれば速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

三点目に審理の在り方について明文の規定が存在せず裁判所の広範な裁量に委ねられている点である。「再審格差」とも呼ばれるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じており、再審請求における手続規定に関しても、速やかに整備する必要がある。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、次の点について、再審法を速やかに改正すべきである。

記

- 一、再審請求手続における捜査機関が保管する全ての証拠開示の制度化
- 一、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- 一、再審請求手続における手続規定の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣

性暴力救援センター・大阪 SACHICO の存続と体制強化を求める意見書

特定非営利法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO は、病院拠点型のワンストップ支援センターとして平成 22 年度から 14 年間、阪南中央病院にて 24 時間体制の下、性暴力被害者の支援を行ってきた。受けてきた電話相談件数 5 万 2,198 件、来所延べ件数 1 万 4,610 件、診療及び支援した実人数は 3,722 人に上り、大阪府内の性暴力被害者支援において中心的な役割を果たしてきた。

このように、必要不可欠な機関でありながら国や大阪府からの補助金は、運営費のごく一部でしかなく、維持費の多くを阪南中央病院が負担し、更に不足分を寄付金等で補ってきた。医師・看護師は通常の病院の診察・看護の業務を行いつつ SACHICO での診察に当たってきたが、これらは善意の超過勤務で支えられていた状態である。医療現場での働き方改革もあり、一民間医療機関がすべてを負担することは困難な事態となっている。

このままでは、SACHICO は令和 7 年 3 月末を目処に阪南中央病院から撤退せざるを得ない状況にあり、ワンストップ支援センターが大阪府に存在しない事態になる。

よって、以下大阪府に緊急に要請する。

記

- 一、 令和 7 年 3 月末をもって阪南中央病院から退去を求められている性暴力救援センター・大阪 SACHICO の活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保し、運営に掛かる費用を保障すること。
- 一、 ワンストップ支援センターについて、フォローアップのとれる相談体制とし、府内の公立病院を中心に複数拠点を置き、官民間問わず医療機関の連携を密にし、性暴力被害者の速やかな救済を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 12 月 19 日

寝屋川市議会

(提出先) 大阪府知事